

令和7年度 第1回旭川市都市計画審議会会議録

発言者	発言内容
報告事項 議案第1号	旭川圏都市計画学校の変更について
会長	報告事項の議案第1号「旭川圏都市計画学校の変更」について、事務局から説明願う。
事務局	(旭川圏都市計画学校の変更について、別紙1をもとに説明)
会長	事務局からの説明について、質問又は意見はないか。
委員	敷地所有者との協議が整わなかった近文小学校と中央中学校は、今回の決定から除外し状況が整い次第都市計画決定するという御説明であったが、その条件を御説明いただきたい。
事務局	財務省所有地があり、市の所有地にするか、所有者の承諾が必要であるが、財務省と土地の取り扱いについて整理ができていない状況である。
会長	協議がまとまる見込みはあるのか。買収が必要なものなのか。
事務局	基本的には買収の必要があり、予算の確保等時間を要すると考えている。
会長	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に記載のあるごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設の「等」に学校も含まれるとの御説明であり、違和感を感じるが委員の皆さんいかがでしょうか。
委員	ごみ処理施設と学校では用途は違うが、都市施設という意味であれば同じだということは理解できる。
委員	都市計画決定されない学校についてはどのようになるのか。東京圏では廃校になった場所に大学が入ることで地域が活性化した例もある。
事務局	今回は20年後も統廃合されないと想定される学校を決定する方針である。統廃合された学校の活用は、今回の都市計画決定とは別の視点で考えている。
学校施設課	統廃合され未利用となった学校の利活用としては、先日千代ヶ岡小中学校が、新たに海外の家具メーカーが工場として活用することが決まった。過去の例では、雨紛中学校がスポーツ施設として活用されたり、旭川第一中学校もお茶を作る民間企業に売却している。

委員	都市計画決定しない方が、例えば売却など、多様な活用が可能となる柔軟性が生まれる。統廃合の可能性がある学校を積極的に都市計画から外すことで、その後の利活用が促進されると考えられるので、決定されない学校に対する市の明確な方針が必要ではないか。
事務局	今回の都市計画決定は立地適正化計画や学校適正配置計画に基づき、20年後も統廃合されない学校を想定している。しかし、人口減少など状況が変われば、決定された学校を改めて都市計画から外す変更も可能であり、時代の状況に合わせた対応を考えていきたい。
会長	委員の意見は、単に統廃合後の利活用だけでなく、都市計画決定を行う段階で、将来の多様な利活用を促すために「あえて都市計画決定しない」という積極的な方針を明示すべきではないかという点にある。
事務局	都市計画法に基づく手続き上は、都市計画決定をする理由やその範囲等を提示するものであり、都市計画決定しない方針を記載する規定はない。しかし、上位計画である都市計画マスタープランの見直し時期には、まちづくりの方針としてそのような考え方を盛り込むことは検討可能である。 都市計画マスタープランのさらに上位計画である北海道が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、既に学校跡地等の大規模な低未利用地について、有効な土地利用の活用に努めることが記載されており、跡地利用を進めることが可能になっている。
会長	審議会としては、都市計画決定をするかしないかの意思決定段階で、将来的な利活用を見据え、「なぜこの学校は都市計画に入れないのか」という明確な基準や意思を明示すべき、またそれが難しければ上位計画に方針を示すべきという意見を述べ、次回審議したい。
報告事項 議案第2号 旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について	
会長	報告事項の議案第2号「旭川圏都市計画ごみ処理場の変更」について、事務局から説明願う。
事務局 清掃施設整備課	(旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について、別紙2をもとに説明)
会長	事務局からの説明について、質問又は意見はないか。
委員	埋立期間15年間は、人口減少などを考慮すると延びる可能性もあるのか。
清掃施設整備課	「旭川市ごみ処理施設整備基本方針」では最大容量は64万立方メートルと設定したが、「旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画」では改めて容量の検討をし、57万1千立方メートルで整理している。これは過去のごみ排出量実績、人口減、ごみ処理システム変更を考慮して、15年間で発生する廃棄物量を算出している。そのため、基本的に15年間活用する計画になっているが、想定以上の人口減があれば15年以上利用できる可能性もある。
会長	建設地の選定に関して、利害関係がある人たちの承諾を得る必要等はあるのか。例えば、大雨で埋め立てたものがあふれて石狩川の下流域へ流れていくとすると、下流域の承諾が必要なのかどうか。

清掃施設整備課	建設にあたり、周辺地域住民や関係団体からは理解を得ている。施設としては埋立地の周囲は、堰堤と呼ばれる施設で、ごみの圧力だけでなく水圧なども考慮した構造計算をしており、崩れない設計となっているため、ごみが出流することは基本的にない。そのため、ごみ流出の可能性についての合意形成は行っていないが、上流にごみ処理施設が建設されることについて、深川の土地改良区とは協議し、事業の理解は得ている。
会長	広域的な下流住民との合意、手続き等は必要か。
清掃施設整備課	深川の土地改良区とは具体的な書面は交わしていないが、建設地決定時に下流側の各地域の代表の方々とは書面で合意を得ている。下流地域住民との合意形成については問題ないと認識している。
報告事項 議案第3号 立地適正化計画の軽微な変更について	
会長	報告事項の議案第3号「立地適正化計画の軽微な変更」について、事務局から説明願う。
事務局	(立地適正化計画の軽微な変更について、別紙3をもとに説明)
会長	本件は運営要綱に基づく決定報告事項であり審議は行われませんが、事務局からの説明について、質問又は意見はないか。
各委員	ない。
会長	以上をもって、議事を終了する。これで、令和7年度第1回旭川市都市計画審議会を閉会する。